

阿部 誠 編著

『就労支援政策にみる福祉国家の変容』

——7 カ国の分析による国際的動向の把握

中村 健吾

(大阪公立大学大学院経済学研究科教授)

「就労支援政策」への着目

本書は、日本を含む東アジアの3カ国と欧米の4カ国とを分析の対象にすえた国際的な比較福祉国家論の書物である。こう記すだけなら、本書が凡庸な著作であるかのような印象を与えてしまう。

しかし、本書には独特の切り口・視角があって、これが実は、本書を平凡な比較福祉国家論から離脱させる契機ともなっている。その独特の切り口・視角とは、「就労支援政策」への着目である。

「就労支援政策」と聞くと、職業紹介などの雇用政策や職業訓練をはじめとする積極的労働市場政策を人は思い浮かべる。ところが、本書のいう「就労支援政策」とは、雇用・労働市場政策の枠組み（「雇用中心アプローチ」）からはこぼれ落ちてしまい、一般の競争的労働市場において就労先を見つけることのできない「就労困難者」へ、雇用・労働市場政策だけでなく、最低限所得保障と、健康維持、生活習慣・金銭管理、対人関係の構築などといったケアとを含む、包括的な生活支援を提供しようとする政策パッケージを指している。これは、本書の独特の用語法である。

本書の著者たちが「就労支援政策」という語を、通常理解から逸れる上述のような語義でもって使用しているのには、十分な理由がある。それは、「就労困難者」には職業紹介等に限定されない「多面的な」支援が必要だという点にある。この点について、本書の編者は日本の社会政策の文脈に沿って次のように立言している——「就労困難者にとっ



●あべ・まこと
大分大学名誉教授。

●ミネルヴァ書房
2024年5月刊
A5判・264頁
定価5500円（本体5000円）

て、コミュニケーションや日常生活を含めて多面的な支援が必要であり、ハローワークの支援では労働市場における一般就労につながらないケースへの支援こそが、就労支援の役割である」（本書、pp. 187-188）。

上記の立言は実は、1990年代の半ば以降にOECDとEUが推奨するようになった「アクティベーション」という政策類型について評者自身が下しておいた判定と重なるところがある（中村 2019）。なぜなら、社会保障給付の受給者を主たる対象として想定しているアクティベーション政策には、通常の労働市場での一般就労を支援する「就労アクティベーション」だけでなく、一般就労以外の諸活動への従事を支援する「社会的アクティベーション」という政策類型が欧州に存在することを、評者は指摘しておいたからである。本書の第1章～第8章は、21世紀初頭以降の各国における多様な「就労支援政策」の導入・執行過程を論述しており、それら諸章は、各国が狭義の一面的な「就労アクティベーション」のみならず、いわゆる伴走型支援を通じた「社会的アクティベーション」をも推進してきた経緯を浮き彫りにしている。

福祉国家の収斂傾向

新川敏光はかつて、資本主義のグローバル化の波を受けた福祉国家の再編をめぐる議論において、「収斂のなかの多様性が支配的となる」という診断を下した（新川 2011：5）。それは、グローバル化

の圧力と新自由主義のヘゲモニーのもとで各国の福祉国家に一定の収斂傾向が見られるようになったが、これと同時に、各国に特有の歴史的・制度的な経路依存性をととした変容の多様性が看取されるという指摘であった。新川らはしかし当時においては、「収斂」がどこへと向かう「収斂」なのかを明言することができなかった。

それに対して本書は、21世紀における福祉国家の変容の多様性を視野に入れながらも、その収斂の方向性を提示しているように思える。収斂の方向性とはつまり、社会保障におけるアクティベーションの台頭である。福祉国家はいまや洋の東西を問わず、緊縮財政を強いるグローバルな圧力のもとでアクティベーションへと傾斜している。この点は、評者たちによる共同研究の結論と共鳴し合うところでもある（たとえば、福原・中村・柳原 2023）。そして、アクティベーションが労働力の再商品化への志向を内包している以上、「脱商品化」を中心的な指標の1つとして採用していたG. エスピン-アンデルセンの福祉国家モデルは「20世紀型福祉国家」に当てはまりはしても、「21世紀型福祉国家」にはもはや適合しないという本書の第9章での論定も、一定の説得力を帯びてくる。

「就労支援」という術語への疑問

評者は、賃労働に就くことは貨幣所得を得ることのみを目的とするのではなく、自尊心や社会的承認・認知を得ることのできる関係の中に身を置く機会をも与えるという、本書の著者たちの見解（本書、p. 178）に共感を覚える。それと同時に、「人間が生きる」ことが「就労」に還元されはしないという点も、本書の多くの箇所では指摘されている。

そうであるがゆえに、評者としては疑問を抱かざるを得ない。すなわち、本書が推奨している政策の

類型が、雇用政策に限定されない多面的な生活支援政策であるのなら、そうした政策をなおも「就労支援政策」という語で表現するのは果たして妥当なのか。

評者自身はかつて、就労アクティベーション政策だけでなく最低限所得保障や社会的サービスまたはケアへのアクセスを保障しようとするEUの「積極的な社会的包摂」アプローチに対して肯定的な評価を与えておいた（福原・中村・柳原 2015）。このアプローチに類似した政策を本書の著者たちが構想しておられるのなら、それを「就労支援政策」と呼ぶよりも、むしろたとえば「生活・就労支援政策」と呼ぶほうがふさわしいと、評者は考える。そのように表記変更しさえすれば、「就労支援は就労支援のみによって成り立つものではない」といった（本書、pp. 211-212）、ここだけ切り取って引用すると意味不明になってしまう叙述も避けることができると思われる。

最後に付言しておくなら評者は、東アジアと欧米の諸外国における「アクティベーション・ターン」の様相を描き出している諸章の叙述に感心した。それらは、20世紀末以降の各国における複雑な法・制度改正をよく整理して伝えてくれている。この分野では若い世代の研究者が着実に育っているのだと知り、勇気づけられた。

参考文献

- 新川敏光 編著（2011）『福祉レジームの収斂と分岐——脱商品化と脱家族化の多様性』ミネルヴァ書房。
- 中村健吾（2019）「アクティベーション政策とは何か」『日本労働研究雑誌』No. 713, pp. 4-16.
- 福原宏幸・中村健吾・柳原剛司（2015）「序章」福原宏幸・中村健吾・柳原剛司 編著『ユーロ危機と欧州福祉レジームの変容——アクティベーションと社会的包摂』明石書店, pp. 13-46.
- 福原宏幸・中村健吾・柳原剛司編（2023）『コロナ危機と欧州福祉レジームの転換』昭和堂。